

令和7年度小地域における生活支援体制整備事業業務委託 公募型プロポーザル企画提案説明書

1 件名

小地域における生活支援体制整備事業業務委託

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

対象エリア内 他

5 目的

川崎市においては、超高齢社会が進展する中で、高齢者だけでなく、障害者や子ども、子育て中の親など、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進しており、平成30年度から、第2段階の「システム構築期」として、令和7年度に向けた、「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」の取組を進めている。さらに、令和8年度以降も、第3段階の「システム進化期」として更に取組を推進していく必要がある。

こうした中で、「地域づくり」の取組として、多様な主体による日常的な生活支援の充実や、住民の社会参加促進による健康づくり・介護予防、生活課題解決のための住民同士の互助を支える仕組みづくりを進めてきた。

今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するためには、より小さい地域単位において、「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、さらには個々の生活と地域をつなぐ取組が求められている。

このような背景から、地域の介護サービス事業所に生活支援コーディネーターを配置して、小地域における住民・事業者等の主体との協働による地域の生活課題解決や閉じこもりの予防に取り組む「小地域における生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」）」を実施することとし、生活支援体制整備事業を受託する事業者を募集する。

なお、受託事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式で実施する。

6 用語の定義

(1) 対象エリア

事業所所在地を中心として、概ね小学校区程度の範囲を基本とする。なお、実際の事業実施にあたっては必ずしも小学校区にとらわれず、住民の意識・地域文化を反映した生活圏域を対象エリアとすること。

(2) 事業者

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 82 号）（以下「条例」）第 83 条第 1 項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業者」又は条例第 192 条第 1 項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を指す。

(3) 事業所

条例第 83 条第 1 項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業所」又は条例第 192 条第 1 項に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を指す。

7 業務内容

別紙仕様書のとおり

8 契約方法等

(1) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

(2) 契約形態

総価契約

(3) 業務概算額（上限）

令和 7 年度から令和 8 年度

1 事業所あたり合計 7,000,000 円（非課税）

内訳

令和 7 年度 3,500,000 円（非課税）

令和 8 年度 3,500,000 円（非課税）

(4) 採択事業者数

事業所単位で企画提案の参加申出を受け付け、審査を経て最大 6 件（6 事業所分）の提案を採択する。

9 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 条例第 83 条第 1 項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業所」又は条例第 192 条第 1 項に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」として川崎市から指定されていること。

(4) 本年度 4 月 1 日から起算して過去 2 年の間に、川崎市から法第 78 条の 9 第 3 項に定める命令を受けていないこと。

(5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しな

いこと。

1 0 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募期間 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和7年1月10日(金)から
参加意向申出書等の受付 (以下、受付日)	提案者→市	令和7年1月10日(金)から 1月20日(月)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和7年1月23日(木)まで
質問書の受付	提案者→市	令和7年1月27日(月)まで
質問書への回答	市→提案者	令和7年1月30日(木)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和7年2月7日(金)まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和7年2月17日(月)
選定結果通知	市→提案者	プレゼンテーション、選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和7年3月中旬を予定
事前説明会		令和7年3月開催を予定
契約締結		令和7年4月1日付を予定

1 1 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
(1)参加意向申出書提出時 令和7年1月20日(月) まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	事業者概要書(様式2)	1部
	3	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	4	誓約書(様式4)	1部
(2)質問書提出時 令和7年1月27日(月) まで	1	質問書(様式6)	1部
(3)提案書提出時 令和7年2月7日(金)まで	1	表紙(様式7)	1部
	2	提案書(様式8 ⑤-2含む)	1部
	3	要件確認書(様式9)	1部
	4	見積書(様式10)	1部
	5	添付書類(任意・A4片面5枚まで)	1部

1 2 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。

なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること（以下、提出場所と同じ）。

また、期限までに提出しない団体等及び提案参加資格がないと認められた団体等は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和7年1月10日（金）から1月20日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで *土日・休日は除く

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 担当 高橋・和田

電話：044-200-3718 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

1 1 (1) のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 * 郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効

郵送の場合、簡易書留にて送付すること

1 3 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和7年1月27日（月）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式6）を本市ホームページからダウンロードし、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市はすべての質問について令和7年1月30日（木）までに回答を行う。

1 4 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については次表のB～D及び①～⑩は「提案書(様式8)」を使用し作成すること。
Aについては参加申出書と併せて提出する「事業者概要書(様式2)」を提出書類とする。
(添付不要)

①②③④⑤－1 ⑤－2 ⑥⑦⑧⑨⑩については、プレゼンテーションを実施する。

内容を補完する図表等の資料の追加はA4片面5枚までの範囲内で認める。

大項目	小項目		提案内容
基本事項	事業者概要	A	事業者情報、事業所の概要を記載すること。 (参加申出書と併せて提出する「事業者概要書(様式2)」を提出書類とする(添付不要))
履行場所	履行場所	B	本業務を実施する履行場所を具体的に記載すること。
費用	委託料の使用用途	C	本委託料を使用する予定の用途について具体的に記載すること。
対象エリア	対象エリア	D	本事業の実施範囲として想定される対象エリアを記載すること。 (※)なお、事業開始後、地域の実情に合わせて柔軟に変更することは認められるため、現時点の想定で可。
実績	活動実績	①	利用者の自宅や地域での暮らしを支えるためにどのように工夫をしているか、実績等具体的に記載すること。
		②	利用者へのケアを通じた近隣住民や地域の関係者との関係づくりの実績等を具体的に記載すること。
		③	【地域との関わり】 近隣住民や関係者等、地域における活動内容や地域との関係性、介護保険サービスを利用していない地域住民からの相談・支援の実績等をPRも含めて具体的に記載すること。
		④	地域で活動する際に、関係する主体と協働して対応した実績等をPRを含めて具体的に記載すること。
	対象エリアの状況把握	⑤-1	【対象エリアの情報収集】 対象エリアの状況把握のための情報収集の取組や地域の関係者との共有をした実績を記載すること。
		⑤-2	【対象エリアの状況】 これまでの活動等を通じて把握している対象エリアの状況を⑤-2対象エリア状況シートに記載すること。
計画	生活支援コーディネーターの経歴・活動実績	⑥	生活支援コーディネーターとして配置する人材の経歴を記載すること。(複数人を予定する場合には全て記載) また、地域支援等の経験や、本事業の対象エリアでの活動実績等がある場合には併せて記載すること。
	人員体制	⑦	本事業の実施に係る事業責任者等の人員体制を記載すること。

	生活支援コーディネーターの活動計画	⑧	対象エリアにおける生活支援コーディネーターの活動計画を具体的に記載すること。
その他	事業所のネットワークづくり等の取組	⑨	介護サービス事業所の顔の見える関係づくり、複数事業所による勉強会の開催など、地域の介護サービス事業所のネットワークづくりの取組実績がある場合、具体的に記載すること。（※過去3年間の実績を記載）
	行政との連携・制度理解	⑩	過去1年間の介護保険制度に関する国、県、市、区役所への協力・連携の実績等を記入

(2) 要件確認書の作成について

要件確認書（様式9）内の必要事項を記載すること。

(3) 作成における注意事項等

- ① 提案書には提出年月日、法人名、代表者名、事業所名を記載した表紙(様式7)をつけること。
- ② 様式8については、提案書提出時で紙媒体に加え電子媒体でも提供すること（次の電子メールアドレスに電子メールにて送付でも可）。
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること。
- ③ 提案書表紙(様式7)及び見積書には、実印（代表者印）を押印すること。
- ④ 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(4) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、8(3)業務概算額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加事業者の負担とする。また、作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

1.5 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和7年2月7日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

(3) 提出書類

上記1.1(3)のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

1 6 プレゼンテーション等の実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和7年2月17日(月)

※プレゼンテーションの開催日時、開催場所及び発表時間については、提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書のうち、上記1 4 (1) ①②③④⑤-1 ⑤-2 ⑥⑦⑧について作成した資料に基づき実施するものとする。プレゼンテーションは当該部分の内容に絞って、15分以内で行うこと。説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

また、提案者によるプレゼンテーション後、プレゼンテーションの内容について10分程度の選定審査委員による質問時間設ける予定である。

1 7 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託団体等の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の順に第1位から第6位までの得点を得た者を本業務の受託事業者とする。詳細は、「令和7年度小地域における生活支援体制整備事業業務委託受託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1 8 契約の手続き等

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

19 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

20 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当 高橋・和田

電話 044 (200) 3718 メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp